

暴走行為者等の認定及び行政処分事務の実施要領について
(平成10年10月23日付け鹿免第1245号)

本通達は、暴走行為者等の認定及び行政処分事務の実施要領に関して必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

○ 免許管理課における暴走行為者等の行政処分事務の実施要領等である。